明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

一三五	海上における射撃訓練を実施する件	二九	七
	○東北地方整備局		
五二	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	二〇	六
	○関東地方整備局		
一八四	建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更する件	二四	六
一八五	道路に関する件	二七	七
一八六	〃	三〇	七
	○北陸地方整備局		
三二	浄化槽の型式を認定した件	三一	五
	○中部地方整備局		
五七	建築基準法の規定に基づき、平成十三年中部地方整備局告示第百二十六号の一部を改正する件	一五	六
五八五九	道路に関する件	一七	五
六〇六一	〃	二四	六
	○近畿地方整備局		
七〇	道路に関する件	二	六
七一七二	〃	一六	六
七三七四	〃	二八	六
	○中国地方整備局		
五七—五九	都市計画に関する件	七	四
六〇	道路に関する件	二二	六
六一	都市計画に関する件	二二	六
	○九州地方整備局		
六四	道路に関する件	一	七
六五—	〃	三一	六
	○北海道開発局		
三八三九	都市計画に関する件	二	六
四〇—	道路に関する件	九	六
四三	〃	二三	八
四四—四七	〃	三一	六
	○沖縄総合事務局		
一三	道路に関する件	一〇	五
一四	〃	一六	六
一五	〃	二八	六